市広報板使用許可申請書

　　　　年 　　　月　　　日

（あて先）宝塚市長

氏名・団体名

住所・所在地

連 　絡 　先　☎

市広報板を使用したいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 掲示物名 |  |
| 掲示物の種類 | いずれかにチェックを入れてください□　市後援事業のポスター（担当部署：　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 掲示希望期間 | 　　　＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　～　月末日※**毎月１日～３日**は張り替え作業を行うためのため、掲示できません。※１カ月以上連続して掲示することはできません。 |
| 掲示物のサイズ | 　　　Ａ３　　　Ａ４　　　その他（　　　　　） |
| 掲示枚数 | ＿＿＿枚※最大80枚まで（A3は40枚まで） |
| 備　　　　　考 |  |

|  |
| --- |
| 受付印 |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　受付者：

**※市広報板利用上の注意については、**

**裏面を参照してください。**

**市広報板利用上のご注意**

＜掲示基準＞

　市広報板に掲示できるポスターは、 (ア)市の主催・共催事業 (イ)市の後援事業 (ウ)自治会・まちづくり協議会の主催事業 (エ)その他、市広報課が掲示を許可するものに限ります。

また、次のいずれかに該当するものは掲示できません。

* 公の秩序または善良な風俗を損なうもの。
* 特定の宗教、政党または政治団体の利益となるもの。
* もっぱら特定の法人または個人の利益につながるもの。
* 暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるもの。

＜掲示手順＞

（１）所定の申請書（本書および「市広報板使用許可証」）に必要事項を記入の上、ポスターの見本1部（コピー可）とあわせて広報課のメールアドレス市役所広報課または各サービスセンター・ステーションに掲示の許可を申請してください。上記２点を広報課へメール（m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp）し、申請することも可能です。ただし、上記(ウ)の場合は市への申請手続きは不要です。

（２）掲示の許可がおりれば、申請者が下記のことを守って掲示してください。広報板を常に見やすい状態にするため、皆さんのご協力をお願いします。

＜利用上の注意点＞

（１）掲示期間は、掲示作業を含めて４日～月末日に限ります

毎月１日～３日は、広報板管理業者による張り替え作業期間のため、掲示しないでください。

（２）掲示物の大きさは、Ａ３判（３０㎝×４２㎝）までとします。

（３）掲示物は最大８０枚（Ａ３判４０枚）まで申請できます。

（４）同一期間内に掲示物が多い場合は、使用許可を受けていても掲示することができない場合があります。

（５）重ね張りや枠外張りなど、無理な掲示はしないでください。

（６）掲示期間を過ぎれば、管理業者がポスターを撤去(廃棄)します(上記(ウ)の場合を除く)。ポスターの返却はしませんので、必要な場合は、業者による次の張り替え作業期間に入る前に、ご自身でポスターを回収してください。

（７）掲示期間内であっても、定期修繕などでポスターの掲示ができず、すでに掲示されているポスターについても撤去(廃棄)される場合があります。ご理解とご協力をお願いします。

その他、市広報板使用に関するお問い合わせは下記までお願いします。

**宝塚市役所 広報課**

TEL 0797-77-2002　FAX 0797-74-6903

市広報板使用許可証

市広報板の使用について、次のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 掲示物名 |  |
| 掲示希望期間 | ＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　～　月末※**毎月１日～３日**は張り替え作業を行うためのため、掲示できません。※１カ月以上連続して掲示することはできません。 |
| 掲示枚数 | ＿＿＿枚※最大80枚まで（A3は40枚まで） |

|  |
| --- |
| 受付印 |
|  |

市広報板利用に関するお問い合わせは

下記までお願いします。

**宝塚市役所 広報課**

**TEL 0797-77-2002　FAX 0797-74-6903**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（受付印のないものは無効です）

**＜掲示手順＞**

**申請者が下記のことを守って掲示してください。**

**広報板を常に見やすい状態にするため、皆さんのご協力をお願いします。**

**＜利用上の注意点＞**

（１）掲示期間は、掲示作業を含めて４日～月末日に限ります

毎月１日～３日は、広報板管理業者による張り替え作業期間のため、掲示しないでください。

（２）掲示物の大きさは、おおむねＡ３判（３０㎝×４２㎝）までとします。

（３）掲示物は最大８０枚（Ａ３判４０枚）まで申請できます。

（４）同一期間内に掲示物が多い場合は、使用許可を受けていても掲示することができない場合があります。

（５）重ね張りや枠外張りなど、無理な掲示はしないでください。

（６）掲示期間を過ぎれば、管理業者がポスターを撤去(廃棄)します(自治会・まちづくり協議会の主催事業の場合を除く)。ポスターの返却はしませんので、必要な場合は、業者による次の張り替え作業期間に入る前に、ご自身でポスターを回収してください。

（７）掲示期間内であっても、定期修繕などでポスターの掲示ができず、すでに掲示されているポスターについても撤去(廃棄)される場合があります。ご理解とご協力をお願いします。